



目次	ページ
規 則	
◎高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則	3
告 示	
○公有水面埋立てのしゅん功認可 (漁港漁場課)	3
○保安林の指定の予定 (2件) (治山林道課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (")	4
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	7
○国土調査の指定 (")	8
○道路の供用開始 (道 路 課)	8
◎建築士法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格に関する規程の一部改正 (建築指導課)	8
◎告示 (指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任)の一部改正 (")	8
公 告	
○農用地利用配分計画の認可 (農地・担い手対策課)	8
○換地計画において換地を定めない土地の指定 (県営土地改良事業 (入田地区 農地整備事業 (経営体育成型 (区画整理)) (入田換地区))) (農業基盤課)	8
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定 (2件)	9
高知県労働委員会告示	
○あっせん員候補者の氏名等	10
入札公告	
○一般競争入札 (平成28年度県庁ネットワーク用機器 (L3SW等) の借入れ) の公告 (情報政策課)	11
落札公告	
○落札者等の公告 (建設管理課)	12

規 則

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第29号
高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和45年高知県規則第23号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「前条第1項又は第2項」を「前条」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を削る。

第7条第1項第1号中「及び児童福祉施設」を「、児童福祉施設その他これらに準ずるもの」に改める。

第10条第1項中「第11条」を「第11条前段」に、「利用料金を」を「利用料金の額を」に改め、同条第2項中「第11条」を「第11条後段」に、「利用料金を」を「利用料金の額を」に改める。

別記第2号様式注中「許可の権利」を「許可に伴う権利」に改める。

別記第3号様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 番号は、会計年度ごとの通し番号とする。
2 この乗車券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

別記第6号様式注中「又は児童福祉施設」を「、児童福祉施設その他これらに準ずるもの」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立交通安全こどもセンター利用料金承認申請書

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例第11条前段の規定により高知県立交通安全こどもセンターの利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立交通安全こどもセンター利用料金変更承認申請書

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例第11条後段の規定により高知県立交通安全こどもセンターの利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第30号

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「〔中学校〕という。〕を卒業した者又はこれとを「〔中学校〕という。〕若しくは同法第49条の2の義務教育学校（以下「義務教育学校」という。〕を卒業した者又はこれらと」に改める。

第9条第1項第3号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

第18条第1項第3号中「中学校」を「中学校又は義務教育学校」に、「これと」を「これらと」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第31号

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築士法施行細則（昭和25年高知県規則第87号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「高知県土木部建築指導課へ」を「高知県土木部建築指導課に」に、「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に、「小学校卒業後」を「義務教育の終了後」に、「写真はり付け欄」を「写真貼り付け欄」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第252号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に

より次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、土佐市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 尾崎 正直）

- 2 埋立区域

- (1) 位置

土佐市宇佐町宇佐字海部3162番及び同地番に接する無番地の地先の公有水面

- (2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点11と点1とを結ぶ平成24年の秋分の日の満潮位（DLプラス1.79メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

点1 四等三角点しおかぜ公園（北緯33度26分58秒9855・東経133度27分05秒8927）から277度04分47秒675.17メートルの地点

点2 点1から165度27分56秒0.81メートルの地点

点3 点2から256度32分22秒13.40メートルの地点

点4 点3から254度25分22秒14.30メートルの地点

点5 点4から248度11分33秒54.10メートルの地点

点6 点5から338度01分22秒0.30メートルの地点

点7 点6から248度01分22秒0.30メートルの地点

点8 点7から158度01分22秒0.30メートルの地点

点9 点8から248度01分22秒39.20メートルの地点

点10 点9から243度48分58秒50.22メートルの地点

点11 点10から327度16分32秒0.64メートルの地点

- (3) 面積

344.60平方メートル

- 3 埋立地の用途

漁港施設用地

- 4 免許年月日及び免許番号

平成25年9月26日

高知県指令25漁港第313号

- 5 しゅん功認可年月日

平成27年11月18日

高知県告示第253号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所

須崎市押岡宇山下1983から1986まで、1992

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇山下1984・1992（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第254号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所

須崎市浦ノ内東分字フルエダニ2185から2189まで、2191、2192、3870の1、3870のロ

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇フルエダニ2191・2192（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第255号

平成28年2月農林水産省告示第429号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1136番地
イ 氏名
谷畑 米次
- (2)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1280番地
イ 氏名
中屋 幸十郎
- (3)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1015番地
イ 氏名
和田 耕一
- (4)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津2644番地
イ 氏名
改田 佳雄
- (5)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1375番地
イ 氏名
上松 義喜
- (6)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津3142番地
イ 氏名
西村 春美
- (7)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1283番地
イ 氏名
尾上 佳生
- (8)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津3140番地6号
イ 氏名
公文 憲夫
- (9)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津972番地
イ 氏名
田淵 儀忠

- (10)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1740番地4
イ 氏名
山脇 増恵
- (11)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津973番地
イ 氏名
山本 房市
- (12)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1669番地
イ 氏名
窪田 覚次
- (13)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津888番地
イ 氏名
久保 善吉
- (14)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1138番地
イ 氏名
小山 豊利
- (15)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1675番地
イ 氏名
西村 忠三
- (16)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1143番地
イ 氏名
一円 積徳
- (17)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津896番地
イ 氏名
久保 量
- (18)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1509番地
イ 氏名
久保 重吉
- (19)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1664番地
イ 氏名
山田 八五郎
- (20)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津952番地3号
イ 氏名
田村 一男
- (21)ア 登記簿記載の住所

- 室戸市領家55番地2号
イ 氏名
篠原 政男
- (22)ア 登記簿記載の住所
兵庫県尼崎市西昆陽字ヨウダ16番地2
イ 氏名
町田 矩一
- (23)ア 登記簿記載の住所
室戸市浮津491番地
イ 氏名
米沢 菊衛
- (24)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1015番地
イ 氏名
和田 愛次郎
- (25)ア 登記簿記載の住所
高知市愛宕山90番地1
イ 氏名
竹村 啓介
- (26)ア 登記簿記載の住所
高知市潮新町一丁目10番17号
イ 氏名
浜口 松寿
- (27)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1782番地
イ 氏名
川田 一
- (28)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津2253番地3
イ 氏名
中野 金夫
- (29)ア 登記簿記載の住所
東京都渋谷区東三丁目8番21号
イ 氏名
松村 建夫
- (30)ア 登記簿記載の住所
高知市横浜78番地1
イ 氏名
坂本 正道
- (31)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1694番地3
イ 氏名
前田 陽三
- (32)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津3242番地1

イ 氏名 藤戸 儀美 (33)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津808番地 1	山中 延清 (44)ア 登記簿記載の住所 高知市旭町三丁目32番地	(55)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜424番地
イ 氏名 谷口 新耕 (34)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1641番地	イ 氏名 山中 延清 (45)ア 登記簿記載の住所 中村市有岡1287番地	イ 氏名 外田 将義 (56)ア 登記簿記載の住所 宿毛市貝塚11番12-6号
イ 氏名 稲垣 徳重 (35)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津467番地	イ 氏名 橋田 初子 (46)ア 登記簿記載の住所 住所なし	イ 氏名 河原 敏人 (57)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜494番地 2
イ 氏名 谷岡 嘉子 (36)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1674番地	イ 氏名 中平 高次郎 (47)ア 登記簿記載の住所 愛媛県宇和島市中沢町一丁目4番6号	イ 氏名 谷岡 美代吉 (58)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜217番地
イ 氏名 岡崎 左門 (37)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村余能 9番屋敷	イ 氏名 伊與田 至孝 (48)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜452番地	イ 氏名 浜田 礼一 (59)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜431番地
イ 氏名 大菊 鉄弥 (38)ア 登記簿記載の住所 広島県福山市川口町290番地 3	イ 氏名 河原 初美 (49)ア 登記簿記載の住所 住所なし	イ 氏名 谷岡 鉄義 (60)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜70番地
イ 氏名 大菊 常男 (39)ア 登記簿記載の住所 広島県福山市川口町290番地 3	イ 氏名 河原 数馬 (50)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜431番地	イ 氏名 尾川 勝彦 (61)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜281番地
イ 氏名 大菊 君江 (40)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町日浦167番地 2	イ 氏名 谷岡 米蔵 (51)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜17番屋敷	イ 氏名 高木 美和子 (62)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜114番地
イ 氏名 鈴木 利勝 (41)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村日浦169番地	イ 氏名 河原 菊太郎 (52)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜	イ 氏名 尾川 寅之助 (63)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜 1番屋敷
イ 氏名 鈴木 初音 (42)ア 登記簿記載の住所 大阪府堺市宿屋町三丁86番地	イ 氏名 河原 愛次 (53)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫栄喜16番屋敷	イ 氏名 尾川 直太郎 (64)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜 2番屋敷
イ 氏名 馬場 登世 (43)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町中大平341番地	イ 氏名 河原 愛次 (54)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜20番屋敷	イ 氏名 尾川 作馬 (65)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜 3番屋敷
イ 氏名	イ 氏名 河原 兼次	イ 氏名 尾川 雛蔵 (66)ア 登記簿記載の住所

(67)ア	イ 氏名 尾川 富吉 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜5番屋敷	(78)ア	イ 氏名 河原 辰太郎 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜16番屋敷	(89)ア	イ 氏名 溝淵 金太郎 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜135番地
(68)ア	イ 氏名 林 専太郎 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜98番地	(79)ア	イ 氏名 河原 亀次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜17番屋敷	(90)ア	イ 氏名 西岡 兼次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜29番屋敷
(69)ア	イ 氏名 谷岡 茂太郎 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜7番屋敷	(80)ア	イ 氏名 河原 久米次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜18番屋敷	(91)ア	イ 氏名 西岡 京蔵 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜30番屋敷
(70)ア	イ 氏名 山中 藤太 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜8番屋敷	(81)ア	イ 氏名 谷岡 久太郎 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫町栄喜19番屋敷	(92)ア	イ 氏名 西岡 熊太郎 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜31番屋敷
(71)ア	イ 氏名 溝淵 貞次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜9番屋敷	(82)ア	イ 氏名 河原 源太郎 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜20番屋敷	(93)ア	イ 氏名 早川 善太郎 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜32番屋敷
(72)ア	イ 氏名 溝淵 卯太郎 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜10番屋敷	(83)ア	イ 氏名 河原 新太郎 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜21番屋敷	(94)ア	イ 氏名 石田 荒吉 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜33番屋敷
(73)ア	イ 氏名 山中 梅馬 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村伊与野497番地	(84)ア	イ 氏名 尾川 兼次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜22番屋敷	(95)ア	イ 氏名 早川 繁次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜34番屋敷
(74)ア	イ 氏名 岡松 実吾 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜12番屋敷	(85)ア	イ 氏名 尾川 徳太郎 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜25番屋敷	(96)ア	イ 氏名 茅野 達平 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜35番屋敷
(75)ア	イ 氏名 西岡 升太郎 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜13番屋敷	(86)ア	イ 氏名 山中 馬次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜24番屋敷	(97)ア	イ 氏名 谷川 伊蔵 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜36番屋敷
(76)ア	イ 氏名 谷岡 市次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜14番屋敷	(87)ア	イ 氏名 尾川 千代次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜26番屋敷	(98)ア	イ 氏名 荻田 芳太郎 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜37番屋敷
(77)ア	イ 氏名 谷岡 浅次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜453番地	(88)ア	イ 氏名 河原 久米次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜27番屋敷	(99)ア	イ 氏名 高木 寛次

(100)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜39番屋敷 イ 氏名 高木 徳太郎	宿毛市小筑紫町栄喜50番屋敷 イ 氏名 九谷 初太郎	イ 氏名 石田 伊勢馬
(101)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜40番屋敷 イ 氏名 高木 又次	(112)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜51番屋敷 イ 氏名 九谷 甚太郎	(123)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜291番地 イ 氏名 神谷 久太郎
(102)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜41番屋敷 イ 氏名 高木 藤松	(113)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜52番屋敷 イ 氏名 山崎 叶太	(124)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜41番屋敷 イ 氏名 高木 達次
(103)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜279番地 イ 氏名 高木 兼太郎	(114)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜53番屋敷 イ 氏名 住岡 林太郎	(125)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜57番屋敷 イ 氏名 浜田 馬次
(104)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜43番屋敷 イ 氏名 高木 久次	(115)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜54番屋敷 イ 氏名 住岡 安太郎	(126)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜448番地 イ 氏名 河原 愛次
(105)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜300番地 イ 氏名 神谷 栄	(116)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜55番屋敷 イ 氏名 外田 豊次	(127)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜37番屋敷 イ 氏名 荻田 豊次
(106)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜345番地 イ 氏名 東野 福太郎	(117)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜56番屋敷 イ 氏名 浜田 幾太郎	(128)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕町三丁目16番13号 イ 氏名 宮上 康男
(107)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜301番地 イ 氏名 神谷 助次	(118)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜14番屋敷下1番戸 イ 氏名 河原 馬次	(129)ア 登記簿記載の住所 大阪府豊中市利倉東町241番地 イ 氏名 沖 義雄
(108)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜343番地 イ 氏名 九谷 銀太郎	(119)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜17番屋敷 イ 氏名 河原 寅次	2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成8年12月農林水産省告示第1972号
(109)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜49番屋敷 イ 氏名 聖谷 源太郎	(120)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜32番屋敷 イ 氏名 早川 金太郎	(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
(110)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜365番地 イ 氏名 中田 慶馬	(121)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜236番地 イ 氏名 早川 新吾	高知県告示第256号 土佐市長から平成28年1月高知県告示第10号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が平成28年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 平成28年4月22日
(111)ア 登記簿記載の住所	(122)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜33番屋敷	高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第257号

吾川郡いの町における地籍調査について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により国土調査として指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定年月日
平成28年4月22日
- 2 調査を行う者の名称
いの町
- 3 調査地域
吾川郡いの町越裏門の一部
- 4 調査期間
平成28年4月22日から平成29年3月31日まで

高知県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年4月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市黒瀬字前山802番4から 安芸市黒瀬字下中島22番4まで	62	平成28年4月22日

高知県告示第259号

建築士法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格に関する規程（平成20年9月高知県告示第564号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

本則第2号の表及び本則第3号の表中「中学校」を「中学校又は同法第49条の2の義務教育学校」に改め、本則第6号中「建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18」を「法第2条第5項」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月22日から施行する。

高知県告示第260号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年7月高知県告示第415号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部を次のように改正する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

3 中
「一般財団法人ベターリビング
東京都千代田区富士見二丁目7番2号」
を
「(1) 一般財団法人ベターリビング本部
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
(2) 一般財団法人ベターリビング名古屋事務所
愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号」
に改める。

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
 - (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市大桶乙1322番地1
前田 良一
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市片山字西ケ内9番1、字岡ノ上976番、977番2、978番及び979番、字井ノ尻993番並びに字イカル田1102番1
 - (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市陣山400番地
横堀 忠広
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市陣山字伊之助182番1及び183番1並びに下末松字辺路石285番及び286番
 - (3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市前浜2057番地4
池 正人
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

- 南国市久枝字開田乙246番、乙253番、乙266番1、乙267番1、乙267番2、乙268番1及び乙268番2
- (4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市前浜2057番地4
池 正人
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市久枝字開田乙326番2、乙327番及び乙379番1
- (5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
宿毛市宇須々木36番地
有限会社大串農園 代表取締役 大串 謙二
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
幡多郡黒潮町下田の口字岩合代3007番、3009番、3010番、3022番、3023番、3025番及び3026番、出口字新大谷3257番及び3270番、田野浦字西間3257番、3281番、3369番及び3407番並びに入野字平成7158番、7159番、7177番、7178番、7202番、7236番及び7252番並びに字山手7496番、7497番1、7497番2、7497番3、7499番、7500番、7501番及び7511番
- 2 認可年月日
平成28年4月22日



土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（入田地区農地整備事業（経営体育成型（区画整理））（入田換地区））の換地計画において、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
四万十市	入田	鴨原	165番1	畑	168
〃	〃	元池頭	191番	〃	489
〃	〃	久礼場	283番1	田	288
〃	〃	寺田	487番1	〃	300
〃	〃	市ヶ橋	551番1	畑	360

〃	〃	今井	583番	田	522
〃	〃	〃	585番	〃	595
〃	〃	山際	600番	〃	274
〃	〃	下袋田	665番	〃	505
〃	〃	トヲヤデン	2007番	〃	509
〃	〃	〃	2010番	〃	505
〃	〃	〃	2011番	畑	525
〃	〃	久保	2233番	田	125
〃	〃	〃	2237番	〃	211
〃	〃	〃	2239番	〃	29
〃	〃	〃	2248番	〃	264
〃	〃	中山下夕	2318番	〃	519

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年4月22日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川渡川水系横瀬川ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
宿毛市山奈町山田地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した
		登記				

		簿	現況	登記簿	実測	土地の面積
妙見ノ下	6160番3	山林	雑種地	403㎡	45.51㎡	45.51㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 土地所有者の住所及び氏名
不明。ただし、
宿毛市山奈町山田2039番地

一生原地区 地区代表者 谷岡 大一

又は登記名義人

住所不明。ただし、登記簿上の住所

宿毛市山奈町山田 持分9分の1 浜田 伝次

住所不明。ただし、登記簿上の住所

宿毛市山奈町山田 持分9分の1 谷岡 作太郎

住所不明。ただし、登記簿上の住所

宿毛市山奈町山田 持分9分の1 谷岡 長太郎

住所不明。ただし、登記簿上の住所

宿毛市山奈町山田 持分9分の1 谷岡 儀之助

住所不明。ただし、登記簿上の住所

宿毛市山奈町山田 持分9分の1 北原 常次

住所不明。ただし、登記簿上の住所

宿毛市山奈町山田 持分9分の1 中脇 伊勢太郎

住所不明。ただし、登記簿上の住所

宿毛市山奈町山田 持分9分の1 谷岡 芳太郎

住所不明。ただし、登記簿上の住所

宿毛市山奈町山田 持分9分の1 北原 末

住所不明。ただし、登記簿上の住所

宿毛市山奈町山田 持分9分の1 藤原 豊吉

- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成28年4月20日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第138条第1項及び第3項の規定により読み替えて準用する同法第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年4月22日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川仁淀川水系仁淀川改修工事（新居箇所河道掘削・高知市春野町西畑字平床割地内から同市春野町西畑字高川原割地先河川敷地まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した権利の種類及び内容
抵当権（昭和11年2月12日 第695号）
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した権利の目的である土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した権利の目的である土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
放し須賀	2109番8	畑	雑種地	1,633㎡	1,747.31㎡	1,747.31㎡

収用の裁決手続の開始を決定した権利の目的である土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 5 収用の裁決手続の開始を決定した権利を有する者の住所及び氏名

（1）登記名義人 持分4分の1 亡高橋健次郎 法定相続人
高知市高須一丁目15番8-7号 持分96分の1 高橋 信
高知市高須一丁目15番8-7号

持分96分の1 高橋 玄八郎

高知市昭和町19番22号 持分96分の1 赤松 もと子

高知市愛宕山南町14番14号 持分96分の1 永野 恵子

大阪府豊中市北緑丘二丁目8番7号

持分144分の1 久保内 サチエ

千葉県市川市相之川三丁目14番1号606室（秋山マンション）

持分48分の1 山口 道子

大阪府大阪市阿倍野区晴南通11番4号 ハイム晴明301号

持分48分の1 久保内 恵子

大阪府箕面市栗生新家四丁目6番10-107号

持分48分の1 久保内 明彦

高知市福井町3088番地 持分72分の5 高橋 梯二郎

兵庫県三木市緑が丘町西四丁目12番地の16

持分144分の5 高橋 恵子
 兵庫県神戸市西区月が丘五丁目1番地の4 1-512号
 持分288分の5 高橋 美和
 兵庫県三木市緑が丘町西四丁目12番地の16
 持分288分の5 高橋 佐千子
 (2) 登記名義人 持分4分の1 亡森和三郎 相続人不明。
 ただし、判明している相続人
 土佐市高岡町乙3513番地 森 住枝
 愛知県春日井市高森台九丁目1番地71 畑山 かほり
 土佐市高岡町乙3513番地 森 和利
 大阪府河内長野市向野町769番地<13-606号> 森 幸子
 高知市比島町二丁目10番45-616号 ライオンズヒルズ高知 宮川 郁
 大阪府河内長野市向野町777番地<16-303号> 森 稔
 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目2番地の1 神戸パークシティ3号棟1104号 奥本 啓子
 吾川郡いの町1475番地50 森 和哉
 土佐市本村1093番地の3 小松 美重子
 土佐市塚地1055番地 宮尾 千鶴
 土佐市塚地716番地 井上 昭二
 土佐市高岡町乙227番地の8 井上 増水
 奈良県北葛城郡上牧町片岡台一丁目13番地3 森 牧彦
 大阪府茨木市山手台三丁目16番12号 瀨田 ゆかり
 (3) 登記名義人 持分4分の1 亡井上茂木 法定相続人
 高知市春野町弘岡上2830番地 持分24分の1 瀨田 恭子
 東京都東久留米市小山三丁目7番10号
 持分48分の1 瀨田 一志
 高知市春野町弘岡上2830番地 持分48分の1 瀨田 康裕
 高知市北本町三丁目4番62号 持分12分の1 面村 和倫
 土佐市高岡町乙382番地 持分24分の1 井上 澄子
 吾川郡いの町3993番地 持分72分の1 刈谷 育子
 大阪府富田林市山中田町二丁目8番19号
 持分72分の1 三嶋 市子
 土佐市高岡町乙382番地 持分72分の1 井上 昭道
 (4) 登記名義人 持分4分の1 亡徳弘寛次 法定相続人
 土佐市高岡町乙272番地の7 持分8分の1 徳弘 清子
 神奈川県横浜市中区寿町三丁目11番地5 第二浜松荘417号室 持分32分の1 津野 良明
 吾川郡いの町八田2462番地3
 持分32分の1 瀨田 真理子
 高知市神田23番地1 県住R7-508
 持分32分の1 津野 北家士
 大阪府吹田市原町四丁目22番4-103号
 持分32分の1 津野 貢
 6 裁決手続の開始を決定した権利に関して権利を有する関係人

の住所、氏名及びその有する権利の種類
 なし
 7 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成28年4月20日

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第1号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、あっせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成28年4月22日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員(公益委員)	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員(公益委員)	平成6年3月25日
山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員(公益委員)	平成6年3月25日
藤原 潤子	特定社会保険労務士 高知県労働委員会委員(公益委員)	平成14年3月18日
柴田眞由美	高知県労働委員会委員(公益委員)	平成24年3月19日
川村 文平	高知県労働委員会事務局長	平成28年4月7日
戸田 浩	高知県労働委員会事務局次長	平成28年4月7日
小松 正延	高知県労働委員会事務局審査調整員	平成26年4月3日
武政 澄夫	UAゼンセン高知県支部運営評議会議長	平成14年3月18日

	高知県労働委員会委員(労働者委員)	
池澤 研吉	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長 高知県労働委員会委員(労働者委員)	平成26年7月3日
小野川公作	情報産業労働組合連合会高知県協議会議長 高知県労働委員会委員(労働者委員)	平成28年3月18日
筒井 敬二	高知県労働組合連合会副執行委員長 高知県労働委員会委員(労働者委員)	平成28年3月18日
岡林 ゆり	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長 高知県労働委員会委員(労働者委員)	平成28年3月18日
森 由枝	有限会社森総合労務センター代表取締役 高知県労働委員会委員(使用者委員)	平成16年3月18日
加藤 稔	株式会社ソフテック代表取締役社長 高知県労働委員会委員(使用者委員)	平成24年3月19日
川村 直哉	高知県経営者協会専務理事 高知県労働委員会委員(使用者委員)	平成26年3月18日
西山 彰一	宇治電化学工業株式会社代表取締役社長 高知県労働委員会委員(使用者委員)	平成26年3月18日
小笠原光豊	陽和産業株式会社代表取締役社長 高知県労働委員会委員(使	平成28年3月18日

用者委員)

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

平成28年度県庁ネットワーク用機器（L3SW等）一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

平成28年7月16日から平成33年7月15日まで

(4) 借入物品の納入期限

平成28年7月15日

(5) 借入物品の納入場所

高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
高知県文化生活部情報政策課

(6) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があ

ることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0870

高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館

高知県文化生活部情報政策課

電話番号088-823-9773

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成28年4月22日（金）から同年5月31日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成28年4月22日午前9時から同年5月31日午後5時までの間に高知県文化生活部情報政策課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141201/>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年6月1日（水）午前11時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成28年5月30日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品に係る機能等証明書を平成28年5月18日（水）午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成28年5月10日（火）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Network equipments to be used in the government office

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 18

May 2016

- (3) Date and time for tender (by hand): 11:00 A.M. on Wednesday 1 June 2016
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 30 May 2016
- (5) Contact: Information Policy Division, Department of Culture and Community, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan
Tel: 088-823-9773
- (6) Others: As in the tender documentation

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成28年度高知県土木行政総合情報システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部建設管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
40,068,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため